

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
に当たるときは、  
その翌日)

## 目 次

### ◇選管告示

参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長等の選任

参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長が事務を行う場所

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における立会演説会の開催計画

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時等

参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式

参議院議員通常選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等

参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等

参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の揭示の掲載順序のくじを行う日時等

参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所等

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において候補者一人につき選挙運動に關して支出できる金額

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

◇参議院鳥取県選挙区選出議員選挙  
参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う日時等

◇参議院比例代表選出議員選挙  
参議院比例代表選出議員選挙において名簿届出政党等から選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う日時等

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第八十二号

昭和五十八年六月二十六日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長並びにこれらの職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙

1 選挙長 岩美郡岩美町大字池谷五九番地 田中梅蔵

2 選挙長の職務代理者 鳥取市西品治八六一番地一 江端康二

二 参議院比例代表選出議員選挙

1 選挙分会長 岩美郡岩美町大字池谷五九番地 田中梅蔵

2 選挙分会長の職務代理者 鳥取市西品治八六一番地一 江端康二

鳥取県選挙管理委員会告示第八十三号

昭和五十八年六月二十六日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長は、鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県庁においてその事務を行う。

昭和五十八年六月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会告示第八十四号

昭和五十八年六月二十六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における立会演説会の開催計画を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十五条第一項及び第二項の規定により次のとおり定めたと、同条第一項の規定により告示する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 立会演説会の方法

班別編成の方法による。

二 立会演説会を開催する予定の日時及び会場

日	曜日	開始時刻	開催市町	会場
六月七日	火	午後七時三十分	鳥取市	鳥取市文化ホール
六月八日	水	午後七時三十分	気高町	気高町町民体育館
六月九日	木	午後七時三十分	郡家町	郡家町中央公民館
六月十日	金	午後七時三十分	智頭町	智頭町総合センター
六月十一日	土	午後七時三十分	岩美町	岩美町中央公民館
六月十二日	日	午後七時三十分	三朝町	三朝町山村開発センター
六月十三日	月	午後七時三十分	倉吉市	鳥取県立倉吉体育文化会館
六月十四日	火	午後七時三十分	東伯町	東伯町農村環境改善センター
六月十五日	水	午後七時三十分	名和町	名和町公民館
六月十六日	木	午後七時三十分	日野町	日野町山村開発センター
六月十七日	金	午後七時三十分	境港市	境港市民会館
六月十八日	土	午後七時三十分	西伯町	西伯町農村環境改善センター
六月十九日	日	午後七時三十分	米子市	米子市公会堂

三 一の班に所属することのできる候補者の数及び一回の立会演説会において演説することのできる時間

候補者の数 五人以内

演説の時間 一人につき三十分以内

鳥取県選挙管理委員会告示第八十五号

昭和五十八年六月二十六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における立会演説会において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十六条の二第二項に規定する各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第二十二条の規定により告示する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 日時 昭和五十八年六月四日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第八十六号

昭和五十八年六月二十六日執行の参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

昭和五十八年六月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

表  
折目

昭和五十八年執行  
参 議 院 鳥 取 県  
選挙区選出議員選挙投票

鳥 取 県  
選挙管理  
委員会印

裏  
折目

。注 意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

名 氏 者 補 候

表

昭和五十八年執行  
参 議 院 鳥 取 県  
選挙区選出議員選挙投票

鳥 取 県  
選挙管理  
委員会印

裏

備考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

裏  
折目

せいとう 政党たその他の政治せいじだん団体  
たい 体の名称又は略称

ちゅうい 注意  
 政党その他の政治団体の名称又は略称は、  
らんない 欄内に一つ書くこと。

表  
折目

昭和五十八年執行  
 参議院  
 比例代表選出議員選挙投票

鳥 取 県  
 選挙管理  
 委員会 印

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

裏

(Blank area for reverse side of the ballot)

表

昭和五十八年執行  
 参議院  
 比例代表選出議員選挙投票

鳥 取 県  
 選挙管理  
 委員会 印

鳥取県選挙管理委員会告示第八十七号

昭和五十八年六月二十六日執行の参議院議員通常選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和五十八年六月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会告示第八十八号

昭和五十八年六月二十六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和五十八年六月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 日時 昭和五十八年六月五日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第八十九号

昭和五十八年六月二十六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙にお

ける公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十九条第四項の規定による選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 日時 昭和五十八年六月六日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第九十号

昭和五十八年六月二十六日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十九条第四項の規定による選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 日時 昭和五十八年六月十一日 午前十時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第九十一号

昭和五十八年六月二十六日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第二項の規定による名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第六十六条第一項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 日時 昭和五十八年六月十六日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第九十二号

昭和五十八年六月二十六日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙会

1 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁

2 日時 昭和五十八年六月二十九日 午前十時三十分

二 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会

1 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁

2 日時 昭和五十八年六月二十九日 午前十一時

鳥取県選挙管理委員会告示第九十三号

昭和五十八年六月二十六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、一千五百五十七万六千円であるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会告示第九十四号

昭和五十八年六月二日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定によ

り告示する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 八、九四〇

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四九、〇〇〇

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三一、三四四

米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三〇、八八五

倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一二、四八〇

境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 八、九一八

岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、八七六

八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、六二八

気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、〇二六

東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一七、六三一

西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、二四九

日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、九六六

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長告示

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長告示第一号

昭和五十八年六月二十六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えること

き、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十八年六月三日

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長 田 中 梅 蔵

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 二 日時 昭和五十八年六月二十三日 午後五時十分

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

昭和五十八年六月二十六日執行の参議院比例代表選出議員選挙において名簿届出政党等から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十八年六月三日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 田 中 梅 蔵

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 二 日時 昭和五十八年六月二十三日 午後五時二十分